

# 第2次うらやす男女共同参画プラン

## 事業調査報告書

— 平成24年度実施事業 —

平成25年度

浦安市 市長公室企画政策課 人権・男女共同参画係

## 目 次

1. 事業調査について	2
2. 評価の方法について	2
3. 課題と実施区部別実施結果	3
4. 実施区分別の結果と今後の課題	4
4-1 実施区分 A の実施率（毎年実施）について	4
4-2 実施区分 A の未実施と今後の対策	5
4-3 実施区分 B（26年度までの実施）について	5
4-4 実施区分 C（28年度までに実施）について	6
5. 目標値について	7
6. 課題別実施結果一覧	
課題 1	9-10
課題 2	11-12
課題 3	13
課題 4	14
課題 5	15
課題 6	16
課題 7	17-18
課題 8	19

## 1. 事業調査について

目的

「第2次うらやす男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」）の進捗状況を把握するために、平成24年度実施状況について調査をしました。

調査方法 記述式調査

調査期間 平成25年4月25日～5月10日

調査対象 第2次プランの担当課（女性プラザ含む全27課）

## 2. 評価の方法について

- ・ この報告書は平成24年度の事業について各課から提出された回答を基に、各課題の「取り組みの内容」について実施区分ごとに作成しました。（参照「課題別実施結果一覧」p.8）

実施区分A：毎年実施

実施区分B：26年度までに実施

実施区分C：28年度までに実施

- ・ 実施区分Aで実施した事業は「○」、できなかった事業は「×」で表記しました。
- ・ 「※」は類似事業として評価し、実施率に反映させました。  
類似事業とは担当課の回答の結果から基本事業に値するものと判断した事業です。
- ・ 実施区分B、区分Cで24年度に実施された事業については「○」、実施に至らなかった事業には「-」で表記しました。

### 3. 課題と実施区分別実施結果

★:重点課題

課題1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

課題2：ワーク・ライフ・バランスの促進

課題3：あらゆる分野に参画する機会の確保

課題4：防災における男女共同参画の促進 ★

課題5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題6：性への理解と生涯を通じた健康の支援

課題7：人権擁護・救済のための取り組みの強化 ★

課題8：推進体制の強化

実施区分A：毎年実施

実施区分B：26年度までに実施

実施区分C：28年度までに実施

表1:課題と実施区分別実施状況

		全体	課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8
A	基本事業数	50	8	7	6	3	6	5	9	6
	具体的な取り組み数	116	20	21	11	7	11	11	28	7
	実施数	111	20	21	11	7	11	8	26	7
	実施率(%)	96%	100%	100%	100%	100%	100%	73%	93%	100%
B	基本事業数	3				2				1
	具体的な取り組み数	4				3				1
	実施数	2				2				0
	実施率(%)	50%				67%				0%
C	基本事業数	3					1	1		1
	具体的な取り組み数	5					1	1		3
	実施数	1					1	0		0
	実施率(%)	20%					100%	0%		0%

※基本事業によっては実施区分がA/Bなど重複するものもあるため、基本事業数とは一致していない。

## 4. 実施区分別の結果と今後の課題

### 4-1. 実施区分 A の実施率(毎年実施)について

- ・ 区分 A 全体の実施状況は具体的な取り組み数 116 に対して 111 事業が実施され、実施率 96%でした。
- ・ 実施されなかった事業は、課題 6 「性差医療の普及・啓発」(女性プラザ)、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発」(女性プラザ)、「性的少数者への理解」(女性プラザ)、課題 7 「デート DV の防止に関する教職員向けの研修の実施」(女性プラザ)、「グループ相談の充実」(女性プラザ) でした。
- ・ 実施区分 A で類似事業(※)について  
「第 2 次プラン」の「具体的な取り組み内容」に記載されている事業そのものは実施しなかったが、担当課の回答から類似と思われる事業については「実施した」と評価しました。各課題の「取り組みの内容」と類似事業は次のとおりです。

ア. 課題 1 : 取り組みの内容「男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します」(人事課)

類似事業: 市町村アカデミー等の外部研修参加を積極的に募集していることから、実施と評価しました。

課題 1 : 取り組みの内容「小・中学校の保護者向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します」(健康増進課)

類似事業: 24 年度は乳幼児保護者対象の思春期を見通した子育て講座「思春期セミナー」を開催したことから実施と評価しました。

イ. 課題 7 : 取り組みの内容「デート DV の防止に関する教職員向け研修の実施」(指導課)

類似事業: デート DV 防止のための「デート DV カード」(女性プラザ作成)を作成する際に、指導課の担当職員が協力しました。協力の際に担当職員(教職員)はデート DV について自己研鑽をしたことから実施と評価しました。

#### 4-2. 実施区分 A の未実施と今後の対策

未実施の「取り組みの内容」と今後の対策は次のとおりです。

ア. 課題 6 : 取り組みの内容「女性外来等性差医療の普及に向け啓発を行います」  
(女性プラザ)

対策 : 過去に平成 21 年度発行の男女共同参画「P-Life」の特集でテーマとして取り上げ作成・配布しています。

今後も情報紙(「P-Life」など)の作成・発行及び講座、講演会等で啓発を行いたいと考えています。

課題 6 : 取り組みの内容「性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ普及に向け啓発を行います。」(女性プラザ)

課題 6 : 取り組みの内容「性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います」(女性プラザ)

対策 : 図書資料やインターネット等で情報を収集、女性プラザのホームページや情報紙(「P-Life」など)、講演会等で人権の視野を取り入れ理解促進を行いたいと考えています。

イ. 課題 7 : 取り組みの内容「デート DV の防止のため保護者向けの講座を開催します。」

取り組みの内容「DV 被害者の自助のためグループ相談の充実を図ります」(女性プラザ)

対策 : デート DV 啓発については指導課と連携をとり、情報誌やデート DV 啓発カードの配布等で理解を促したいと考えています。またグループ相談は相談員の助言、協力を得ながら行っていきたいと考えています。

#### 4-3. 実施区分 B(26 年度までの実施)について

- ・実施区分 B 全体で具体的な取り組み数 4 事業のうち 2 事業が実施され、実施率は 50%でした。
- ・実施した取り組みは、

課題 4 : 「男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した地域防災計画を策定します」(防災課)

課題 4 : 「自治会等に向け東日本大震災等の被災体験に基づく講座を開催します」(防災課)

内 容 : 計 22 回の講話を行い、約 1 万人の参加がありました。講話の中で女性の積極的な参加を促し、女性や高齢者の対応が重要であることなどを説明しました。

- ・未実施事業は  
課題4：「災害発生時における女性プラザ運用ガイドラインの策定」

#### 4-4. 実施区分C(28年度までに実施)について

- ・実施区分C全体で具体的な取り組み数5事業のうち1事業が実施され、実施率は20%でした。
- ・実施した取り組みは、  
課題5：「若年層の実態調査等の検討」（商工観光課）  
内 容：市内高等学校（4校）に新規学校卒業者の就職状況を実施しました。また、市内の若年層の実態調査は調査実施の可能性について検討を行いました。
- ・未実施事業は  
課題6：「男性のための相談検討」（女性プラザ/健康増進課）  
課題8：「市民を対象にした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します」（女性プラザ）  
「職員を対象にした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します」（女性プラザ）  
「市内事業所を対象にした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します」（女性プラザ）  
上記の調査については「第2次プラン」見直しの際に調査を実施する予定です。

## 5. 目標値について

「第2次プラン」では評価を明確化するために数値化で定期的に計ることができる項目に関して目標値を設定しています。調査方法としてプラン見直しにあたる5年後の市民意識調査または各担当課の回答で調査します。今回の調査では担当課の回答を結果として表記しました。結果は表2のとおりです。

表2:目標値と22年・24年度値

課題	内容	28年度目標値	22年度値	24年度値	調査方法
1	性別役割分業意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	50%	34.6%	—	市民意識調査
	「男女共同参画」という言葉の認知度	70%	35.5%	—	市民意識調査
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	70%	34.7%	—	市民意識調査
	「男性の家事・育児・介護に費やす時間	2時間/1日	59分/1日	—	市民意識調査
	保育所の待機児童数	0人	63人	82人 (平成25年4/1現在)	保育幼稚園課
	市役所の男性職員の育児休業取得	13%	0%	0%	人事課
3	「ポジティブ・アクション」という言葉の認知度	70%	17.7%	—	市民意識調査
	市役所女性管理職(課長級相当)職員の割合	30%	2.2%	次長級 3.3% 課長級 9.6%	人事課
	中学校の教頭以上の女性の割合	30%	12.5%	18.8%	学務課
	女性のいない審議会の数	0%	4 (23年3月)	6	協働推進課
4	女性消防団員の割合	20%	14.0%	12.7%	消防本部
6	子宮がん検診受診率	50%	38.9%	35.3%	健康増進課
	乳がん検診受診率	50%	16.6%	マンモグラフィ 検診 19.5% エコー検診 19.7%	健康増進課
7	女性プラザで行う相談事業の認知度	70%	7.5%	—	市民意識調査
8	女性プラザの認知度	70%	10.7%	—	市民意識調査



## 6. 課題別実施結果一覧

課題1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1.男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します	中央図書館	A	○
				女性プラザ	A	○
		2. 図書・資料に関する広報	男女参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。	中央図書館	A	○
				女性プラザ	A	○
		3. 情報の収集・提供に関する相互協力	図書や資料に関する収集・提供・広報等を連携して進めていきます。	中央図書館	A	○
				女性プラザ	A	○
	②メディア・リテラシー向上の促進	1.情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。	中央図書館	A	○
		2.子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	A	○
	③市民や事業者等に向けた情報発信の強化	1.出前講座の活用	出前講座の中で男女共同参画に関する講座を開催します。	生涯学習課	A	○
				女性プラザ	A	○
		2.男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報誌を発行します。	女性プラザ	A	○
				3.ホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報をホームページ等のインターネットを活用し発行します。	女性プラザ
4.あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細かな情報発信を推進します。	女性プラザ	A	○		
2.男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	①市民を対象とした講座の開催	1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催	三歳児神話、性別役割分業、女性問題、男性問題、女性の自立・エンパワーメント、男性の地域参画等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座等を開催します。	公民館	A	○
				市民大学	A	○
				女性プラザ	A	○
		2.講座等の開催に関する相互協力	講座の開催に関して、連携を強化します。	公民館	A	○
	市民大学			A	○	
	女性プラザ			A	○	
	②市職員を対処とした研修の実施	1.管理職研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	女性プラザ	A	○
		2.職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課	A	※
女性プラザ	A			○		

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	①発達段階に応じた男女平等教育の推進	1.男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園	A	○
				指導課	A	○
		2.キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	A	○
		3.メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	A	○
	②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	1.性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育安全課	A	○
		2.性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課	A	○
		3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	健康増進課	A	※
③教職員を対象とした研修の実施	1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	A	○	

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します	①事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発推進	1. 次世代育成法の普及・啓発	事業者が両立支援のための環境整備等を行うことを定めた次世代育成法の普及に向け啓発を行います。	商工観光課	A	○
		2. 男性の育児・介護休業取得向上に向けた普及・啓発	市内事業所の男性の育児・介護休業取得向上を目指し啓発を行います。	商工観光課	A	○
	②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1. 育児・介護休業制度等の周知徹底、超過勤務等の見直し	育児・介護休業制度、年次有給休暇制度の利用促進と超過勤務を見直します。	人事課	A	○
		2. 男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発	男性職員が育児・介護を担えるよう育児・介護休業制度取得を向上させます。	人事課	A	○
		3. 育児・介護休業取得率の公表	男女別の育児・介護休業取得率を公表します。	人事課	A	○
	2. 就業継続に向け保育や子育てを支援します	①男女が共に就業継続できる育児支援の充実	1. 保育事業の充実	施設の整備、産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預かり、保育ママ事業を実施します。	保育幼稚園課	A
2. 幼稚園での育児支援			預かり保育の充実を図ります。	保育幼稚園課	A	○
3. 児童育成クラブ事業の充実			児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課	A	○
②家庭・地域で担う子育て支援の推進		1. 地域での子育て支援	子育て家庭支援者養成講座、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課	A	○
		2. 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産のレスパイトが必要などとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	こども家庭課 こども家庭支援センター	A A	○ ○
		3. 小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢児交流促進事業、青少年館での居場所づくり事業を実施します。	青少年課	A	○
3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	①女性の再就職支援・キャリアアップの促進	1. 再就職・キャリアアップに関する講座の開催	子育て・介護等により就労を中断した人への再就職講座を開催します。	商工観光課 公民館 女性プラザ	A A A	○ ○ ○
		2. 起業等多様な働き方の普及・啓発	就労の機会を広げるための啓発として、創業セミナーを実施します。	商工観光課	A	○

3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実	1. 労働・社会保険相談の充実	職場での不平等の解消や社会保険への加入等、専門家の相談事業を実施します。	商工観光課	A	○
		2. 労働に関する専門相談の周知	労働に関する相談機関の周知をします。	商工観光課	A	○
		3. 労働に関する法律、制度の周知	パートや派遣等の労働に関する法律や育児・介護休業制度、社会保険制度の周知をします。	商工観光課	A	○
		4. 介護保険制度の周知	介護しながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	A	○
	③男女が共に家庭・地域での役割を担うための啓発の推進	1. 出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	健康増進課	A	○
		2. 子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども家庭課	A	○
		3. 家事・育児・介護に関する講座	男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館	A	○
				女性プラザ	A	○
4. 地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	協働推進課	A	○		

## 課題3 あらゆる分野に参画する機会の確保

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. 政策・方針決定過程女性の参画を促進します	①事業所における女性管理職登用の促進	1. ポジティブ・アクションの普及・啓発	市内事業者に向けて、ポジティブ・アクションの普及に向けて啓発を行います。	商工観光課	A	○
	②市役所における男女共同参画の促進	1. 女性管理職登用率の把握・公表	管理職に占める女性の割合を把握・公表します。	人事課	A	○
		2. 性別によるかたよりのない職場環境の整備	職務分担のかたよりの是正、研修参加機会の均等、旧姓使用制度の周知等、職場環境の整備に努めます。	人事課	A	○
	③教育現場における男女共同参画の促進	1. 管理職、主任等の性別によるかたよりの是正	校長、教頭や主任等の性別のかたよりを是正します。	学務課	A	○
2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します	①地域活動における男女共同参画の促進	1. 地域活動における性別のかたよりの改善	市民協同団体における代表・会員等の男女構成比の把握・公表をします。	協働推進課	A	○
		2. 市民活動団体に関する情報の収集・提供	男女共に市民活動への参加を促すため、市民活動センターを拠点として、情報の収集・提供します。	協働推進課	A	○
		3. 自治会活動への参加促進	男女共に地域へ参画するため、自治会への加入を促進します。	地域ネットワーク課	A	○
	②男女共同参画の視点に基づく地域の取り組みへの支援	1. 市民参加による男女共同参画フォーラムの開催	市民と協働で男女共同参画フォーラムを開催します。	女性プラザ	A	○
		2. ネットワークづくりの促進	男女共同参画に関わる団体のネットワークづくりを支援します。	女性プラザ	A	○
3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります	①審議会等における委員構成の男女比の適正化	1. 委員の男女構成比の適正化	審議会等への女性の参画を促進し、男女比の適正化を図ります。	協働推進課	A	○
		2. 公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促進し、公募委員の登用を拡大します。	協働推進課	A	○

課題4 防災における男女共同参画の推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施	
1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1. 災害発生時における女性プラザ運用ガイドラインの策定	災害発生等緊急時における女性プラザ運用ガイドラインを策定します。	女性プラザ	B	—	
		2. 防災対策に向けた関連部署との連携	災害発生時女性プラザ運用ガイドラインの策定、運用等にあたり、関連部署との連携を図ります。	女性プラザ	A	○	
		3. 地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した地域防災計画を策定します。	防災課	B	○	
		4. 自主防災組織への支援の充実	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	A	○	
		5. 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部総務課	A	○	
	②男女が共に防災に参画するための啓発の促進	1. 東日本震災等に基づく講座の開催	自治会等に向け、東日本大震災等の被災体験に基づく講座を開催します。	防災課	B	○	
		2. 防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化のため、職員研修を実施します。	防災課	A	○	
	2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	1. きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生時緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	A	○
			2. 外国人への情報提供の充実	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信や相談窓口の設置について、外国人への対応の充実を図ります。	地域ネットワーク課	A	○
			3. 支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必用な人を把握します。	高齢者支援課	A	○
障がい事業課					A	○	

課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します	①外国人のための生活情報の提供	1. 外国語による情報発信の推進	広報やホームページ等、外国語での情報発信をします。	広聴広報課	A	○
		2. 外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域ネットワーク課	A	○
	②多文化への理解を深めるための事業の実施	1. 国際交流の推進	国際交流センターを拠点として国際交流を推進します。	地域ネットワーク課	A	○
		2. 国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるための講座を開催します。	地域ネットワーク課	A	○
				公民館	A	○
				市民大学	A	○
2. 若者の社会参画と自立を支援します	①若者へのキャリア形成の支援	1. 若年層の実態調査等の検討	アンケート調査等、実態調査について検討します。	商工観光課	C	○
3. ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します	①自立のための生活支援の充実	1. ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども家庭課	A	○
		2. ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	A	○
	②社会参画のための就労支援の促進	1. ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	A	○
4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します	①高齢者支援事業の推進	1. 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者支援課	A	○
		2. 高齢者に関わる相談の実施	介護保険制度の利用に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	A	○
	②障がい者支援事業の推進	1. 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	A	○
		2. 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課	A	○
指導課	A			○		



## 課題6 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます	①互いの性への理解促進	1. 性差医療の普及・啓発	女性外来等性差医療の普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A	×
		2. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツ普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A	×
	②多様な性への理解促進	1. 性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	女性プラザ	A	×
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①女性の健康づくりへの支援	1. 健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	A	○
		2. 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診の促進をします。	健康増進課	A	○
	②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	1. 妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	健康増進課	A	○
		2. 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	健康増進課	A	○
		3. 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	健康増進課	A	○
		4. 育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	健康増進課	A	○
	③ライフステージを踏まえた健康づくりの支援	1. 更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課	A	○
		2. メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を実施します。	健康増進課	A	○
		3. 男性のための相談の検討	健康増進課	男性のための相談窓口を検討します。	C	—
	女性プラザ		C	—		

## 課題7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します	①DVに対する正しい理解の促進	1. DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し周知します。	女性プラザ	A	○
		2. 2次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	女性プラザ	A	○
		3. 加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	女性プラザ	A	○
		4. デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	女性プラザ	A	○
		5. デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	A	※
		6. デートDVの防止に関する保護者向け講座の開催	デートDVの防止に関する保護者向け講座を開催します。	女性プラザ	A	×
	②女性のための相談体制の強化・拡充	1. 相談・カウンセリング機能の強化・充実	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	女性プラザ	A	○
		2. 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	A	○
		3. 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	A	○
				女性プラザ	A	○
	4. グループ相談の充実	DV被害者の自助のため、グループ相談の充実を図ります。	女性プラザ	A	×	
	③DV被害者に対する救済体制の強化・拡充	1. 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	女性プラザ	A	○
		2. 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	女性プラザ	A	○
		3. 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	A	○
		4. 関連機関との連携強化	DVの防止、被害者救済に関して、関連機関との連携を強化します。	女性プラザ	A	○

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します	④DV被害者に対する自立支援の強化・拡充	1. DV被害の支援者（アドボゲーター）への助成	同行支援等を行うDV被害者の支援者（アドボゲーター）への助成をします。	女性ブラザ	A	○	
		2. 民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	女性ブラザ	A	○	
		3. 民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	女性ブラザ	A	○	
		4. 生活保護に関する相談・支援	生活保護を受けるための相談・支援をします。	社会福祉課	A	○	
		5. 市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入所のための相談・支援をします。	住宅課	A	○	
2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します	①事業所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の推進	1. 事業所へのセクハラ／パワハラ防止対策の推進	市内事業所に向けて、セクハラ／パワハラ防止対策についての啓発冊子等の配布や講演会等を開催します。	商工観光課	A	○	
		②市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の強化	1. 市職員のための相談の実施	職員の中から「セクシュアル・ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	A	○
	2. セクハラ／パワハラ防止のための職員研修の実施		セクハラ／パワハラ防止のための職員研修を実施します。	人事課	A	○	
	③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実	1. 教職員のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	A	○	
		2. 児童・生徒のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	A	○	
		3. セクハラ／パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止のための職員研修を実施します。	学務課	A	○	
	3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します	①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1. 虐待の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター	A	○
					障がい事業課	A	○
					猫実地域包括支援センター	A	○
2. 虐待防止のための広報・啓発の実施				子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知を行います。	こども家庭支援センター	A	○
					こども家庭課	A	○
					障がい事業課	A	○
					猫実地域包括支援センター	A	○
②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備		1. 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	女性ブラザ	A	○	

## 課題8 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	実施
1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します	①男女共同参画推進会議の充実	1. 男女共同参画推進会議の設置・開催	学識経験者・団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	女性プラザ	A	○
	②庁内推進体制の強化	1. 男女共同参画庁内推進会議の設置・開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討を行います。	女性プラザ	A	○
		2. 市職員による委員会活動	市職員による男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画を推進します。	女性プラザ	B	—
	③女性プラザ機能の拡充	1. 先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	A	○
		2. 女性プラザ機能の強化	男女共同参画を推進する拠点として、相談・情報提供・ネットワークづくり等の機能を強化します。	女性プラザ	A	○
	2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います	①男女共同参画に関する意識実態調査の実施・公表	1. 市民を対象とした調査の実施・公表	市民を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C
2. 職員を対象とした調査の実施・公表			職員を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C	—
3. 市内事業所を対象とした調査の実施・公表			市内事業所を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C	—
②ジェンダー統計の収集・提供		1. ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	女性プラザ	A	○
③男女共同参画条例の調査・研究		2. 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	A	○
3. 課題解決に向け計画の進行管理を強化します	①計画の進行管理の強化	1. 計画の進行管理	事業調査を実施し、公表します。また、男女共同参画推進会議、男女共同参画庁内推進会議への報告をします。	女性プラザ	A	○